

公立大学法人青森公立大学非常勤嘱託職員嘱託規程

平成21年4月1日

規程第42号

改正	平成24年	4月規程第	19号
	平成25年	3月規程第	31号
	平成27年	3月規程第	14号
	平成27年	6月規程第	25号
	平成28年	3月規程第	10号
	平成30年	3月規程第	7号
	平成31年	3月規程第	8号
	令和2年	3月規程第	23号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「正職員就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号、第7号、第8号及び第10号に掲げる職員で非常勤であるもの（以下「非常勤嘱託職員」という。）の嘱託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる非常勤嘱託職員に適用する。

- (1) 学校保健法（昭和33年法律第56号）第16条第1項及び第3項の規定に基づき委嘱する学校医
- (2) 入学者の選抜方法の改善を図るため委嘱する入学者選抜専門監
- (3) 学生の精神衛生の保持及び増進を図るため委嘱するメンタルヘルス相談員
- (4) 学生の就職支援の強化を図るため委嘱する企業連携推進員
- (5) 国際芸術センター青森に係る事業の推進を図るため委嘱する技術員

(委嘱期間)

第3条 学校医及びメンタルヘルス相談員の委嘱期間は1年以内とし、再任を妨げない。

2 入学者選抜専門監及び企業連携推進員（以下「専門監等」という。）の委嘱期間は3年以内とする。ただし、第9条に該当する場合は、委嘱期間の途中で解除することができる。

3 国際芸術センター青森技術員の委嘱期間は3年以内とする。ただし、勤務成績により再契約が可能であり、再契約した場合の雇用期間は1年以内とし、通算で5年以内とする。

(職務)

第4条 学校医の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校保健安全計画の立案に参加すること。
- (2) 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

- (3) 学校保健法第6条及び第8条の健康診断に従事すること。
 - (4) 学校保健法第7条の疾病の予防処置に従事し、及び保健指導を行うこと。
 - (5) 学校保健法第11条の健康相談に従事すること。
 - (6) 学校保健法第3章の伝染病の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに伝染病及び食中毒の予防処置に従事すること。
 - (7) 救急処置に従事すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、保健管理に関する専門的事項に関する指導
- 2 入学者選抜専門監の職務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 入学者選抜方法の改善に関すること。
 - (2) A O入試（学業成績や活動記録などの書類、小論文、面接等を通じた人物本位による入学者の選抜方法をいう。）の実施に関すること。
 - (3) 高等学校への啓発活動に関すること。
 - (4) 入学特待生の募集及び選考に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、入学者の選抜に関して必要な事項
 - 3 メンタルヘルス相談員の職務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 学生の精神衛生に関する相談業務に関すること。
 - (2) 学生が大学生活に適応するための援助に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、学生の精神衛生の保持及び増進に関して必要な事項
 - 4 企業連携推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 採用企業の確保及び新規開拓に関すること。
 - (2) 就業体験の受入れ企業等の確保・新規開拓に関すること。
 - (3) 就職関連情報の収集及び提供に関すること。
 - (4) その他企業連携及び学生のキャリア支援に関すること。
 - 5 国際芸術センター青森技術員の職務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 国際芸術センター青森の備品及び専門機器等の管理等に関すること。
 - (2) アーティスト及び利用者への技術指導に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、国際芸術センター青森の業務に関して必要なこと。
(報酬等)

第5条 学校医の報酬は、月額とする。

- 2 専門監等及び国際芸術センター青森技術員の報酬は、月額とする。
- 3 専門監等及び国際芸術センター青森技術員が、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）第14条第1項のいずれかに該当するときは、通勤手当を支給する。
- 4 前項の通勤手当の額は、正職員就業規則の適用を受ける職員の例に準じて支給する。
- 5 専門監等及び国際芸術センター青森技術員が、正規の勤務時間外に勤務することを

命じられた場合には、割増賃金を支給する。

- 6 メンタルヘルス相談員の報酬は、業務に従事した日数に応じた日額とする。
- 7 第1項、第2項及び前項の報酬の額は、法人内の他の職員との均衡を考慮して理事長が定める。
- 8 第1項、第2項及び第6項の報酬、第3項の通勤手当及び第5項の割増賃金は、公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則（平成21年規程第37号）の適用を受ける職員の給与の支給方法に準じて支給する。

（勤務日等）

第6条 非常勤嘱託職員が業務に従事する日、業務の時間及び休暇に関する事項は、嘱託を行う都度定めるものとする。

- 2 非常勤嘱託職員の嘱託に当たっては、前項に規定する事項のほか、報酬の額その他嘱託の条件を明示するものとする。

（報告）

第7条 非常勤嘱託職員は、理事長の定めるところにより、執務の状況について報告書を提出するものとする。

（退職）

第8条 非常勤嘱託職員が委嘱期間の途中で退職する場合は、法人に退職願を提出し、その承認を受けなければならない。

（嘱託の解除）

第9条 法人は、非常勤嘱託職員が正職員就業規則第62条第1項各号に掲げる事由に該当する場合は、その嘱託を解除することができる。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、非常勤嘱託職員の嘱託について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の公立大学法人青森公立大学非常勤嘱託職員嘱託規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成 25 年規程第 31 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において雇用している入学者選抜専門監の施行日以降の雇用の有無については、施行日以前の勤務成績を基に選考され、選考された場合は、次の委嘱期間に分類する。
 - (1) 委嘱期間は 3 年とする。
 - (2) 委嘱期間は 3 年とする。ただし、1 回の再契約が可能であり、委嘱期間は通算で最大 5 年とすることができる。
 - (3) 委嘱期間は 3 年とする。ただし、再契約が可能であり、再契約した場合の委嘱期間は、1 年ずつとする。また、当該契約期間の初日から通算して、6 年到達した時に本人の申し出により無期雇用への転換ができる。
- 3 施行日の前日において、65 歳に到達している入学者選抜専門監については、平成 26 年 3 月 31 日まで委嘱することができる。

附 則（平成 27 年規程第 14 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 25 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日までに改正前の公立大学法人青森公立大学非常勤嘱託職員嘱託規程の規定によりなされた手続き等は、この規程の相当の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 28 年規程第 10 号）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 7 号）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 8 号）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 23 号）

（施行期日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。